

## 富里市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、自主財源を確保するとともに、企業、個人の事業者、団体等の地域経済の活性化を図るため、富里市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料提供の場を広告媒体とする制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、富里市有料広告の取扱いに関する要綱（平成18年告示第141号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 本制度の趣旨に賛同する企業、個人の事業者、団体等（個人は除く。）（以下、総称して「雑誌スポンサー」という。）がスポンサー料を負担し、雑誌スポンサーの名称等の広告を掲出することができる。

2 雑誌スポンサーは、最新号のカバー表面にスポンサーの名称等を表示し、裏面に広告を掲出することができる。

3 図書館長は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

### (提供雑誌の選定)

第3条 雑誌スポンサーは、図書館長が選定した雑誌一覧の中から、広告を掲出する雑誌を選定する。

### (申込方法)

第4条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者は、富里市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）により教育長に申し込む。

2 前項の申込みには、企業、個人の事業者、団体等は会社概要（業種が分かるもの）を添付する。

3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告掲出案を添付する。

4 申込みは、原則として先着順に、随時受付ける。ただし、同一雑誌に複数の申請があった場合は、以下の順位で優先する。

(1)前年度に雑誌スポンサーによる広告の掲出を受けている雑誌で当該雑誌スポンサーが広告掲出の継続の意思を示した場合

(2)富里市有料広告の取扱いに関する要綱の第4条に準ずる。

### (雑誌スポンサーの決定及び覚書の締結)

第5条 教育長は、前条の申込みを受けたときは、内容を審査し、その結果は富里市立図書館雑誌スポンサー制度認定（不認定）通知書（第2号様式）により通知する。

- 2 雑誌スポンサーに決定した者は、富里市と覚書を締結する。
- 3 雑誌スポンサー制度の期間は、年度を単位とする。年度途中の場合は、スポンサー認定の翌月から当該年度末までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は継続することができるものとし、その後も同様とする。

(広告掲載料の支払い及び納入)

第6条 広告掲載料（以下、「スポンサー料」という。）は、雑誌1誌につき12,000円とし、図書館長が指定する納入方法でスポンサー料を収める。年度途中に第10条に基づく適用を除き、雑誌スポンサーに認定した場合は、月額1,000円として認定期間から算出する。スポンサー料は原則、返還しない。ただし、年度途中で雑誌スポンサーの責めに帰さない事由により広告を掲出することができなくなったときは、この限りではない。返還金に対しての利息は付さないものとする。

- 2 支払いは一括先払いとする。
- 3 振込み手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 4 雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館長と雑誌スポンサーで協議の上、別の雑誌に振り替える。

(広告の掲出)

第7条 最新号の表面に雑誌スポンサーの名称等を表示する場合は、縦4センチ、横13センチ以内で、地色は白色、文字は黒色とする。表示位置は、配架したときに、雑誌スポンサーの名称等が見える位置とする。

- 2 最新号の裏面に広告を掲出する場合は、最新号のカバーに、広告を挿入する。広告サイズは、雑誌リストで示すサイズを越えない大きさとする。
- 3 表面の雑誌スポンサー名表示は図書館長が作成し、裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 4 提供雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。
- 5 広告内容の変更は、富里市立図書館雑誌スポンサー広告掲載変更申請書(第3号様式)により、認定期間中3回まで変更することができる。
- 6 広告の掲出期間は、雑誌スポンサー期間と同様とする。

(提供雑誌の所有権)

第8条 雑誌の所有権は、富里市に帰属する。

(認定雑誌スポンサーと広告掲載決定の取消)

第9条 雑誌スポンサーに認定した者が、下記の事由に該当することが明らかなる場合は、富里市立図書館雑誌スポンサー認定・広告掲載取消通知書(第4号様式)により、当該雑誌スポンサーの認定及び広告の掲載を取り消すこと

ができる。

- (1) スポンサー料を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 図書館長と雑誌スポンサーが提供雑誌に関する覚書について、雑誌スポンサーがこれを遵守していないことが判明し、図書館長が改善の要請を行ったにもかかわらず改善されないとき。
- (3) 富里市立図書館雑誌スポンサー制度申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
- (4) 雑誌スポンサーを認定した後の状況変化等により、富里市有料広告の取扱いに関する要綱の第3条に抵触したとき。

2 雑誌スポンサーが掲出した広告の内容が次の事由に該当することが明らか  
な場合は、図書館長は当該広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
  - (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
  - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条関係）

富里市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

富里市教育委員会教育長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

申込者 代表者職・氏名 (印)

担当者職・氏名

電話番号

FAX 番号

富里市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

添付書類

1 提供を希望する雑誌名

雑誌一覧より、提供を希望する雑誌を選んで下さい。

雑誌名	カバー表面への掲出	カバー裏面への掲出	ホームページでの紹介
	する・しない	する・しない	許可・不許可
	する・しない	する・しない	許可・不許可
	する・しない	する・しない	許可・不許可
	する・しない	する・しない	許可・不許可
	する・しない	する・しない	許可・不許可
	する・しない	する・しない	許可・不許可

※同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、次の順位で提供雑誌を決定します。

- (1) すでにスポンサーとなっている雑誌で、継続の意思を示した場合
- (2) 富里市内の企業・個人の事業者・団体。
- (3) 富里市外の企業・個人の事業者・団体

2 添付書類

- (1) 広告掲出案（雑誌リストで示すサイズを超えない大きさ）
- (2) 企業，個人の事業者，団体の申込者「会社概要等（業種等がわかるもの）」

第2号様式（第5条関係）

富里市立図書館雑誌スポンサー制度認定（不認定）通知書

年 月 日

（宛先）

様

富里市教育委員会教育長

年 月 日付で富里市立図書館雑誌スポンサー制度の申込みについて、富里市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき、次のとおり認定しましたので通知します。

1  雑誌スポンサーに認定します。

雑誌名	刊行頻度

広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

2  雑誌スポンサーに認定しません。

【理由】

第3号様式（第7条第5項関係）

富里市立図書館雑誌スポンサー広告掲載変更申込書

年 月 日

富里市教育委員会教育長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

申込者 代表者職・氏名

⑩

担当者職・氏名

電話番号

FAX 番号

年 月 日付で認定された富里市立図書館雑誌スポンサー広告について、次のとおり変更したいので申し込みます。

変 更 内 容	
変 更 理 由	

※ 変更後の広告原稿案を添付してください。

第4号様式（第9条関係）

富里市立図書館雑誌スポンサー認定・広告掲載取消通知書

年 月 日

(宛先)

様

富里市教育委員会教育長

年 月 日付で認定しました富里市立図書館雑誌スポンサーの認定・広告掲載について、次の理由により取り消したので通知します。

広告掲載雑誌名	
認定・広告掲載 取消理由	
取消時期	
備考	